

遺言は、15に及ぶ遺言事項と方式にかなつたものであると、効力を有し、法定相続による処理に優先する。己が才覚や努力で蓄えた財産は、相続人との関係で、一定の制約があるが、これを自由に处分することができる。何回かの民法(相続法)の改正を通じて、「家制度」から解放が進み、遺言の有用性も広く知られるようになった。

今回の改正によって、「家制度」の名残となつていた「遺留分」(兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限法定相続分の2分の1の遺産を確保させるための制度)について、その権能が、物権(遺産への直接支配)から、債権(代償としての金銭請求)に転換されたことから、「事業承継」に取り組むうえでの阻害要因が解消されることになり、この解決の間は手が付けられず、深刻な「お家騒動」につながつたりした。

また、自筆証書遺言には、「自書によらない財産目録をこれまで、遺言の内容い

る。先、遺言の活用が一段と増えたことから、この解消されることになり、この解決の間は手が付けられず、深刻な「お家騒動」につながつたりした。

また、自筆証書遺言には、「自書によらない財産目録を

遺言書保管制度

匠プラザ21 経営法務大学

原本を保全、家裁が検認

かんによって、遺留分を侵害された相続人が減殺請求権を行使すると、取得できたりはす

株等遺産分割の対象となる遺産は、共有状態に置かれ、未

添付する方式が採用されたり、遺言書もより作りやすくなつた。

遺言書の保管
自筆証書遺言は、原本が公证人役場で保管される公正証

添付する方式が採用されたり、遺言書もより作りやすくなつた。

遺言書の保管
自筆証書遺言は、原本が公证人役場で保管される公正証

添付する方式が採用されたり、遺言書もより作りやすくなつた。

遺言書の保管
自筆証書遺言は、原本が公证人役場で保管される公正証

した無封のもの。遺言書保管官は、加除・訂正を含めて、法定の方式に適合しているか否かを審査する(内容の審査権限はない)。

絡み、争いが絶えない。

それには、備える必要から、新しく法務局において自筆証書遺言を保管する制度が誕生した。方式違いによる遺言無効化が減り、検認手続きも不要に